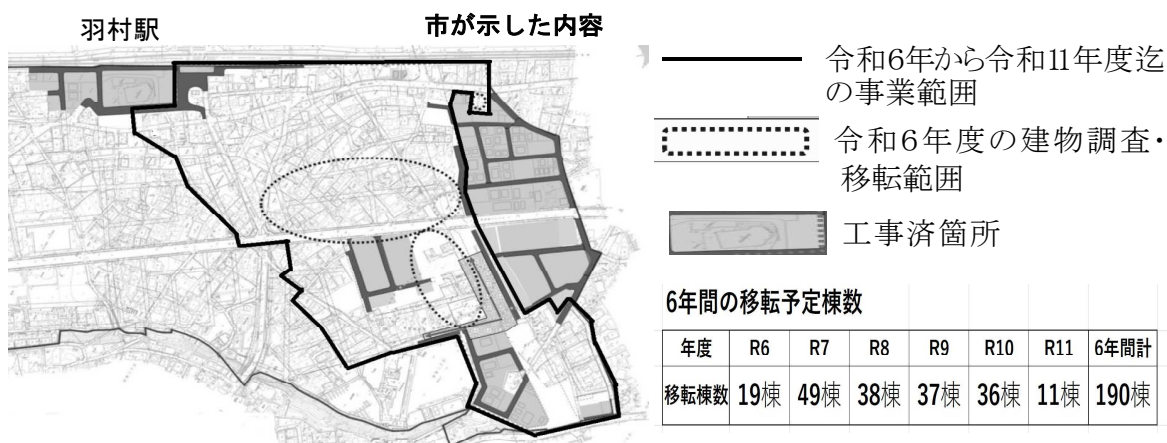


「住民合意のない区画整理」反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会 2024(R6)4/8 No.289 連絡先:山崎 陽一555.5098 神屋敷和子

市は「現行の区画整理事業で行う」とし、今後6年間の範囲と今年度の建物調査・移転範囲を示した

街を壊し、生活を壊し、市の財政破綻を招く事業を 私たちは認めません！



- ・ 6年間の借金は49億4000万円で、借金総額は100億円を超えます。学校給食の無償化も出来ない財政難の中、市の財政破綻を招きます。
- ・ 今回の6年間の実施計画から見えるのは、今後、数十年以上も玉突きによる家屋移転が続き、新たな仮住まい者を出し続け、事業完了時の清算金徴収も含め、孫子の代まで先の見通しのない無責任な計画です。
- ・ 一人一人が家屋調査等には応じないなどの対応で、これ以上の玉突き移転が生じないように、新たな仮住まい者を出さないよう、委託業者や施行者の説明に惑わされることのない判断を！

この事業は、住民合意が得られていません

- ・ 最大幅40mの都道や幅20mの駅前道路、JRと新奥多摩街道(幅16m)の間に幅15mの7・5・1号線、碁盤の目の区画道路網で、道路率は約30%になります。そして、1000軒の家屋の移転など問題の多いバブル時の計画です。

- ・平成10年の都市計画決定前に、2度に及ぶ住民過半数の「反対署名」を提出し、その後も多くの署名や裁判で反対の意思表示をしたにも拘わらず、市は「この事業に住民合意はならない」と述べ強行してきました。
- ・市が住民を賛成・反対に分けコミュニティを分断。また移転先が他の権利者の土地に重なり、住民同士の圧力や軋轢を生む非人道的な事業です。
- ・権利者に土地を無償提供(減歩)させ事業の最後に清算金を徴収。移転のための仮住まい、2度の引越や再築など大きすぎる住民負担。
- ・ありふれた碁盤の目の街ではなく、歴史的なまちなみを守り、現道を活かした住民負担のない「まちづくり」を求めています。

早急に現事業を収束させ、新たに「住民合意のまちづくり」へ転換すべきです！

- 現仮住まい者への返地は、区域内に4万㎡(区域面積の約1割)もある市の先行取得地等を使い、玉突き移転が起こらないようにして現事業を収束させる。
- どのような「まちづくり」を行うか、早急に権利者との話し合いやアンケートを行い、市行政や都市づくり公社主導ではなく、民意を把握すること。

～3月市議会の報告～

山崎議員：6年間の計画を実施して、事業費の61%を使っても、移転棟数は見込みで39%。現事業計画の令和18年迄の完了は不可能

山崎：前期4年間の実施計画では、予定の41%しか移転できなかった。

課長：事業費の執行率と実際の事業の進捗率に差がある事は施行者としても捉えている。

市債(借金)は、平成15年から令和11年度まで27年間の予定は、約76億1500万円、市債総額100億5800万円に対する執行率は、約76%になる見込み。

山崎：「引き続き区画整理で行う」とは、2036(R18)年までに、42haの970棟を取り壊し移転で、事業を完了させるということか？

市長：現在の状況では区画整理以外の整備手法への変更は難しく、また区画整理以外の整備手法では安全・安心、福祉や環境への配慮といった羽村駅西口の抱える課題を解決することは難しいと判断し、現行の事業計画に基づく区画整理事業により都市基盤整備を行うとした。

今回示した6年間の実施計画では①仮住まいされている方への返地の優先、②3・4・12号線及び③駅前交通広場の早期整備の3つの優先事項を目指し、東西は3・4・12号線周辺から鎌倉街道周辺まで、南北は奥多摩街道からJR青梅線までを事業範囲とし、現在施工中の地区からJR羽村駅方面に向けて整備を進めていく。

部長：42haについて市として、今後の方向性の中で示しているものではない。事業は遅延

をしている。また、仮住まいや埋蔵文化財調査、権利者との合意形成など様々な要因で支出が増加している。

現行の事業計画で実施していくのは残りの時間や事業費を考えると非常に厳しいと
思っている。次の6ヶ年で、3・4・12号線と駅前周辺をどのように工夫策を講じて達成
していくことが出来るかが、その後大きく関わってくる。



市は優先事項「3・4・12号線」、「駅前広場」と言いますが、今回、市が出した「令和6年の工事計画」を見ると、「建物調査・移転範囲」は全然違うところを広い範囲で囲っています。

住民合意のない地域で住民を苦しめる玉突き移転を行おうとしています。
また駅前の仮住まい15年目等の方達の返地は、いったい何時になるのでしょうか。

山崎:川崎1丁目や4丁目のように碁盤の目にするつもりか

部長:今後の6年間の中で、どういう工夫策ができるか、これから、そのエリアに市の職員や委託職員も入り、お住まいの方々とお話をして状況を把握をした上で行っていきたい。

山崎:3・4・12号線は、とりあえず18m幅でというが、6年間で幅40mまでの部分も含めて移転をさせ土地を確保するのか。

部長:幅員24mから青梅線のもとの幅40mの換地設計案をベースに移転協議で、用地買収など進めていきながら、自動車や歩行者が通行できる幅員は確保していきたい。



反対者が多く、区画整理による移転が思うように進まないため、土地の買収までする羽村市。住民合意のない計画図を強行せず、早急に住民合意の得られる「まちづくり」に変更すべき。住民と話し合うべきです！

山崎:事業計画の変更をすべきだ

部長:今、権利者数で40人が仮住まいをしている。年度末に10人の権利者は返地が出来る予定だが、そういった最中に、都市計画や事業計画などの変更手続きはできない。

鈴木議員:このやり方だと、仮住まいと玉突き移転が広がっていく

鈴木:3・4・12号線を通すため道路予定地内の方が移転すると、その方の移転先に住んでいる方も移転しなければいけない。また駅前広場とアクセス道路の整備も、道路線中の方の移転先に住んでいる方にも移転してもらい、このくりかえし。玉突き移転なので。

部長:令和5年迄の4年間の実施計画の総事業費78億円の約7割は移転補償費だった。仮住まいが長ければ長いほど権利者に負担をかけ、同時に仮住まい費用がかさむ。その改善ために市の土地を活用して換地の変更をしたり、最終的な交渉の結果として土地を買わせていただければ、移転補償費、仮住まい経費は発生しない。



現在の区画整理計画でやれば、次から次へと新たな仮住まい者、区画整理難民が発生する。その度に市は「仮住まい者を換地先に帰すためだ」と言って、ズルズルと区画整理区域が広がっていくだろう。

現在の仮住まい者への返地は、玉突きが起きないように、4万㎡もある先行取得地等を利用して、住民合意のないこの事業を収束させるべきだ。

鈴木：区画整理の継続を決定したことで、事業の見直しを求めた多くの市民の願いに背くことになった

市長：学識経験者等で構成する検証会議を設置し、事業の見直しを含め今後の最適な進め方を導き出すための検証を行った。市は検証会議の提言を受け基本方針を定めた後、庁内の職員を中心に検討を行い「検討報告書」をまとめた。

検討は、区画整理以外の整備手法を取り入れられるか等を「東京都の周辺区部における区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」を参考にアドバイザーの助言を得ながら取り組だ。

この検討結果をもとに土地区画整理事業により行っていくことを判断した。



検証会議で、「区画整理をベースに色々なやり方など検討するように」等言われたのに、その後の庁内職員の「検討」で、突然、羽村駅西口の住環境とは全く異なる世田谷区・大田区・中野区などの「東京都区部のガイドライン」を使い、「区画整理でなければだめだ」という結論を出した。おかしいぞ！



市議会答弁で、「最終段階で行った庁内での検討は、羽村駅西口地区の都市基盤整備の今後の方向性について結論付けているものではない」と答弁したにもかかわらず、結局、結論とした。納得できない！

門間議員：3・4・12号線は確定した物は何もない。市が先行して32mや40mの道路を造る必要はない。見直しを東京都に働きかけるべき。

市長：円滑な交通の確保や利便性、防災性の向上、産業の進行等のために広域的な道路ネットワークとして現計画の幅員は必要であると捉えている。

門間：道路をつなげたい事に関して反対するものではない。しかし32mも40mもいらぬ。その土地は権利者から提供して頂く土地(減歩)だ。必要最低限度の形にすべきだ。

門間：事業費の上振れも想定されるのか

門間：市は、2月6日報道機関に進め方についての公表で、すでに「事業費の上振れも想定される」と述べた。見直しをしない限り、羽村市は財政破綻の道を歩んでしまう。

部長：既成市街地なので生活のため、埋設管など仮の物を作りながらやっていく間接費も生じてくる。また仮住まいが長引けば移転補償費の上振れも想定される。

—お知らせ—

- * 「反対の看板」作りをします。看板ご希望の方はご連絡下さい。
- * 5月15日(水)11時から、地裁803法廷にて、「第3回事業計画変更決定取消訴訟」の第22回口頭弁論があります。どなたでも傍聴出来ます。
- * ホームページもご覧下さい。(羽村駅西口区画整理反対の会です)出てきます)
- * 月に1~2回定例会を行っています。ご参加希望の方はご連絡下さい。